

地方分権改革における、地方の課題解決の第一歩 提案募集方式について

～提案募集方式により、地方の実情を踏まえた権限移譲・規制緩和等の改革が可能に～

「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」(平成26年4月30日、地方分権改革推進本部決定)に基づき、地方の発意に根ざした新たな取組を推進するため、個々の地方公共団体等から改革に関する提案を広く募集し、それら提案の実現に向けて検討を行う「提案募集方式」を平成26年から導入しています。

提案の主体

- (1) 都道府県及び市町村(特別区を含む。)
- (2) 一部事務組合及び広域連合
- (3) 全国的連合組織(地方自治法(昭和22年法律第67号)第263条の3第1項に規定する全国的連合組織で同項に規定する届出をしたものをいう。)
- (4) 地方公共団体を構成員とする組織(上記(3)を除く。)

提案の対象

- ① 地方公共団体への事務・権限の移譲
- ② 地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直しを言う。)

※義務付け・枠付けの見直しとは、国が法律などに定めた「地方公共団体は××の事務を行わなければならない」、「××の事務を行う場合は△△の方法で行わなければならない」など、全国一律に定めた基準を廃止したり、条例に委任したりする見直しをいう。

提案募集方式の対象範囲

① 地方公共団体への事務・権限の移譲

- 国から地方公共団体への移譲
- 都道府県から市町村への移譲

全国一律の権限移譲が難しいなどの場合は、個々の地方公共団体の発意に応じた選択的移譲(手挙げ方式)とする提案が可能

② 地方に対する規制緩和
(義務付け・枠付けの見直し、必置規制の見直し)

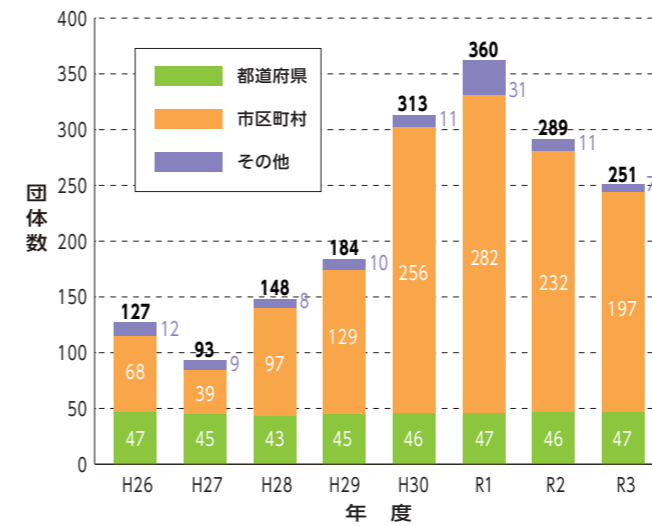
- 法律、政令、府省令、告示、通知等によるもの
- 補助金等の要綱等によるもの

※各種補助条件の見直しや手続・書類の簡素化が対象
※補助率の引上げ、補助金の廃止による一般財源化等は対象外

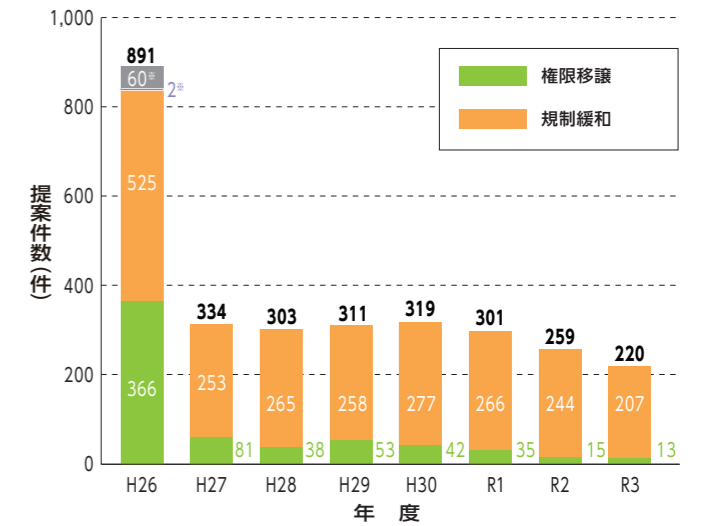
× 対象外

- ① 国・地方の税財源配分や税制改正
- ② 予算事業の新設提案
- ③ 国が直接執行する事業の運用改善
- ④ 個別の公共用物に係る管理主体の変更
- ⑤ 現行制度でも対応可能であることが明らかな事項

提案団体数、提案の主体



提案件数、提案の区分



※平成26年は、「関連する見直し」2件、「対象外」60件を別計上している。
平成27年度以降の件数は、「対象外」を含む。

提案の分野

分野	H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2		R3	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
土地利用(農地除く)	95	10%	22	7%	24	8%	14	5%	20	6%	14	5%	5	2%	15	7%
農業・農地	147	15%	39	12%	28	9%	28	9%	23	7%	13	4%	26	10%	18	8%
医療・福祉	202	21%	85	25%	93	31%	115	37%	106	33%	99	33%	90	35%	62	28%
雇用・労働	43	5%	7	2%	1	0%	3	1%	3	1%	4	1%	2	1%	3	1%
教育・文化	46	5%	29	9%	17	6%	20	6%	16	5%	21	7%	18	7%	13	6%
環境・衛生	80	8%	29	9%	19	6%	15	5%	28	9%	17	6%	18	7%	29	13%
産業振興	109	11%	26	8%	23	8%	9	3%	12	4%	9	3%	7	3%	6	3%
消防・防災・安全	20	2%	18	5%	16	5%	14	5%	24	8%	20	7%	10	4%	7	3%
土木・建築	88	9%	21	6%	20	7%	25	8%	15	5%	18	6%	23	9%	10	5%
運輸・交通	40	4%	11	3%	13	4%	19	6%	15	5%	12	4%	1	0%	3	1%
その他	83	9%	47	14%	49	16%	49	16%	57	18%	74	25%	59	23%	54	25%
合計	953		334		303		311		319		301		259		220	

対応状況

年	提案件数	関係省庁と調整を行ったもの				実現・対応の割合 c/e
		提案の趣旨を踏まえ対応 a	現行規定で対応可能 b	小計 c=a+b	実現できなかったもの d	
平成26年	953	263	78	341	194	63.7%
平成27年	334	124	42	166	62	72.8%
平成28年	303	116	34	150	46	76.5%
平成29年	311	157	29	186	21	89.9%
平成30年	319	145	23	168	20	89.4%
令和元年	301	140	20	160	18	89.9%
令和2年	259	142	15	157	11	93.5%
令和3年	220	145	2	147	13	91.9%
計	3,000	1,232	243	1,475	385	79.3%

※合計は、関係省庁における予算編成過程での検討を求めるものを除く、内閣府と関係府省との間で調整を行った提案に係る件数

提案募集方式の主なプロセス

地方からの事前相談を経て、内閣府が受け付けた提案は、各府省における検討、地方分権改革有識者会議及び専門部会による調査・審議が集中的に重ねられます。こうした関係者の調整結果を踏まえ、年末には、「地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定され、この方針に基づいた法律改正や政省令改正、通知発出等の取組が進められることとなります。

地方公共団体からの派遣職員が地方との連絡・調整の窓口となり、親切・丁寧な対応を心がけています。

